## 町道路線の供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり町道の供用を 開始する。

その関係図面は告示の日から1ヶ月間、設楽町役場建設課において一般の縦覧に供する。

記

路線番号	路線名	区間	供用開始年月日
31	川向大名倉線	川向字田ノ入15-4地先から	- 令和7年10月9日
		大名倉字東地20-10地先まで	
33	上原荒尾線	田口字松洞12-4地先から	令和7年10月9日
		田口字松洞26-15地先まで	
57	知生町有林線	八橋字西知生100地先から	令和7年10月9日
		八橋字西知生46-2地先まで	













